



4.13%の仲裁裁定出される

三公社四現業のベース・アップ額（組合員）

区分	58年4月 基準内賃金	ベース・アップ(1.27%+1,140円)		推計昇額	合 計	
		額	率		額	率
平均単純	207,956	3,781円	1.82%	4,774円	8,555円	4.11%
加重	204,738	3,740	1.83	4,720	8,460	4.13
国 鉄	209,153	3,796	1.81	4,560	8,356	4.00
電 電	200,057	3,681	1.84	4,621	8,302	4.15
専 売	201,992	3,705	1.83	4,727	8,432	4.17
郵 政	202,745	3,715	1.83	5,028	8,743	4.31
林 野	226,582	4,018	1.77	4,373	8,391	3.70
印 刷	206,803	3,766	1.82	5,046	8,812	4.26
造 币	208,359	3,786	1.82	5,063	8,849	4.25
(昨年のペア) (3.22%+2,690円)						
平均単純	198,479	9,081円	4.58%	4,569円	13,650円	6.88%
加重	194,616	8,957	4.60	4,477	13,434	6.90

(注) 1.推計昇額は現行ベースに理論定昇率を乗じて得たものである。

2.昨年の数値は、三公社五現業に関するものである。

われわれは、仲裁裁定の即時完全実施にむけて、「動乗勤」改悪、59・2貨物合理化、一職場規律確立」をはじめとする国鉄労働運動解体攻撃粉碎の一環としての賃金抑制政策であります。

われわれは、仲裁裁定の即時完全実施にむけて、「動乗勤」改悪、59・2貨物合理化、一職場規律確立」をはじめとする国鉄労働運動解体攻撃粉碎の一環としての賃金抑制政策であります。



この仲裁裁定は、公労委・石川会長が民間準

別紙の通りです。

八三新賃金獲得の闘いは、四月二七日に組合側より公労委へ調停申請を出し、五月九日の第一回事情聴取から公労委における調停作業が開始されました。

しかし、五月十二日から十三日の調停委員会の中で「調停不調」となり、調停委員長見解も出せないまま、五月十七日の公労委決議によって仲裁に移され、六月三日、先に「非公式」に提示されていた調停委員長見解と同様の裁定が出されました。

六月三日に出された賃上げ・仲裁裁定の内容は、八三新賃金獲得の闘いは、四月二七日に組合側より公労委へ調停申請を出し、五月九日の第一回事情聴取から公労委における調停作業が開始されました。

しかし、五月十二日から十三日の調停委員会の中で「調停不調」となり、調停委員長見解も出せないまま、五月十七日の公労委決議によって仲裁に移され、六月三日、先に「非公式」に提示されていた調停委員長見解と同様の裁定が出されました。

史上最低の賃上げ率

公共企業体等労働委員会は六月三日午後四時、三公社四現業に対する八三年新賃金について、加重平均で定昇込み四・一三%（八四六〇円）、国鉄は四・〇%（八三五六円）の仲裁裁定を行いました。この裁定は政府・財界の圧力に屈した低額回答として極めて不満であり、当面即時完全実施にむけて闘おうではありませんか。

即時完全実施にむけて闘おう

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電二九三五)六・(公衆)〇四七二二(七二〇七)

83.6.6
No. 1357

国鉄千葉動力車労働組合

